

## 受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	登別温泉郷 滝乃家
-----	-----------

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	目的と基本理念はそれなりに認知されていると思います。ただ全員で共有しているわけではないので、一人一人が個人で情報を確認する必要があります。	飲食店, ショッピングモールなど全面禁煙
2 基本理念		
3 責務	受動喫煙に関する意識を啓発する為にはどれだけの人が受動喫煙によって不快な思いをしているかを知ることが重要だと思われます。当社ではミーティングや日頃の会議においてお客様からの声や意見を社員一同で共有するようにしています。受動喫煙が悪影響だからといって全面禁煙にしてしまうと、お客様の要望にお応えすべきサービス業の旅館を営んでいる以上できかねています。	受動喫煙により健康を害する影響を具体例を掲げ、周知すべき手段を整えるべきだと思います。

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的 施策	<p>詳しい内容まで認知していない。ただ禁煙フロアーにしたり、喫煙室を館内に一か所設置したりしています。喫煙者が使用した後の客室を強力な消臭方法で念入りに消臭をこまめにしています。禁煙フロアであってもペットボトルやちゃこぼしなどを灰皿代わりに喫煙されてる方が増えているので、しっかりと説明が重要かと感じています。電子タバコは受動喫煙にはならないという認識をもっている人が多くおり、その認識度を高めなければならない。</p>	<p>小学校、中学校からのしっかりとした喫煙に関する教育。電子タバコに対するはっきりとした規定。</p>
5 罰則	<p>罰則があるという認識がない。</p>	<p>責任のはっきりとした掲示。</p>

## 受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合
-----	------------------

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	<p>◎平成30年9月13日正副理事長会議にて周知</p> <p>◎平成30年10月16日役員会にて周知</p> <p>◎改正健康増進法の正しい理解のもと、2020年4月の施行に向けた受動喫煙防止対策を組合一丸となり推進することで、望まない受動喫煙の防止は可能と認識している</p>	◎組合員が混乱なく取り組みが推進できる環境を要望する
2 基本理念	<p>◎改正健康増進法は、国において厳正な協議のもと、全国統一のルールとして制定したと考える</p> <p>◎地域ごとに異なるルールは、組合員を混乱させる事になるので、全国一律のルールが必要である</p>	
3 責務	<p>◎改正健康増進法は、道民・組合員に向けて正しい周知徹底を優先すべきと思います</p> <p>◎改正健康増進法は政省令が2月に制定されたばかりで、組合員にはなかなか浸透していない状況であります</p> <p>◎平成30年7月18日に当組合のホームページに「受動喫煙防止対策助成金」制度についてを掲載</p> <p>◎平成30年9月13日正副理事長会議にて、厚生労働省/都道府県労働局発行の「受動喫煙防止対策助成金」のご案内を周知</p> <p>◎標識の掲示により、飲食店などではお客様の選択が可能となり「望まない受動喫煙」の防止が可能と思えます</p>	<p>◎道内すみずみに亘り、改正健康増進法の周知が必要</p> <p>◎公共喫煙場所の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正健康増進法に基づき対策推進により、路上での喫煙の増加及びポイ捨ての増加を懸念いたします</li> <li>・喫煙者が決められた場所でマナーを守り、喫煙できるように公共喫煙場所の整備を要望いたします</li> </ul> <p>◎行政による標識の配布と提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国統一の標識の掲示促進のため、行政による標識の作成及び配布を要望致します</li> </ul>

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
<p>4 基本的 施策</p>	<p>◎平成29年7月5日正副理事長会議にて、北海道受動喫煙防止に関する条例(案)の概要説明 ◎平成29年9月6日役員会で 北海道受動喫煙防止に関する条例(案)の概要説明 ◎平成30年9月13日正副理事長会議にて、7月18日に成立した健康増進法一部を改正する法律（法律第78号）を周知 ◎平成30年10月16日役員会で7月18日に成立した健康増進法一部を改正する法律（法律第78号）を周知 ◎平成30年10月19日に、当組合HPへ北海道/札幌市主催の「北海道受動喫煙ゼロ普及啓発説明会」を掲載 ◎平成31年1月31日に、「1/24に施行された厚生労働省HP」を掲載</p> <p>★第2種施設について ○改正健康増進法の運用により、ホテル旅館内での望まない受動喫煙は防止できるものと認識しています （ホテル内の特定飲食提供施設等） ○特定飲食提供施設の客席面積基準の100㎡以下は、厚生労働省で論議を尽くした結果制定されたと認識しています ○客席面積基準の強化は、組合員にとって更なる環境整備の投資が発生するので懸念されます</p>	<p>○私的空間への規制強化は反対である ○客室の設定について、喫煙可能室、禁煙客室の判断は経営者に委ねられるべきと考える ○一律的な客室の禁煙化は、お客様ニーズに反すると共に経営にも影響がでてる</p> <p>★助成制度について ○望まない受動喫煙防止のための環境設備が経営に与える影響が大きい事 ○店舗の仕様、施設の構造により、環境整備にかかる費用が多大である事 ○経営者の取り組みを推進させる財政措置を要望する</p> <p>★加熱式たばこの取り扱いについて ○「他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないもの」との厚生労働省の見解がありますが、吸わない方からみると普通のタバコと同じ用に見えるので、喫煙室での喫煙とするように推進致します。</p>
<p>5 罰則</p>		<p>○改正健康増進法に基づく適切な管理監督の推進で充分と思える</p>

## 受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道がん患者連絡会
-----	------------

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「受動喫煙をゼロ」にすることが最終の目標であることであることを明記して確認したい。</li> <li>・「家庭内の喫煙を制限するものではないという理解の下に推進」はわざわざ記載する必要はない。</li> </ul>
2 基本理念		
3 責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道は広域なので、地方の役所や公共団体の理解と周知徹底が必要。</li> <li>・喫煙者の受動喫煙の原因となる行為の自覚を具体的にし、喫煙者のマナーの周知の徹底が必須である。</li> <li>・健康推進法と共に、この原則も全道民に徹底して周知し、この原則に基づくより良い対応をするべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道においては、すべての人、保護者も責務の対象とする。</li> <li>・店頭禁煙店、部分喫煙店などの従業員保護を目的とした店頭表示を可能にする表示を設ける。</li> </ul>

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的 施策	<p>受動喫煙防止条例を望んでいる人は多いと思うが、多くの人達にその情報がおりにきていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の先進国並みの水準が必要。</li> <li>・飲食店などの従業員に対する望まない受動喫煙の対策が不十分、面積に応じた対策では防げない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道は、第一種施設全ての施設や屋外においても喫煙場所の設置を置かないこととする。</li> <li>・国は、国会・裁判所を第2種施設に含めているが北海道は議会や裁判所も第1種施設に含める。</li> <li>・従業員を一人でも雇っている飲食店は、一律禁煙とすべき。煙が外に流れ出ない喫煙専門室設置費に道は補助金を出す。</li> <li>・病院、学校、飲食店バーなど人の集まる場所、施設すべてを禁煙とする。</li> <li>・飲食店については例外規定、経過処置を設ける事は賛成であり、北海道においては50㎡以下の飲食店については喫煙、不完全分煙、完全分煙、禁煙の区別を明示することにより喫煙を当面の間許可すること、50㎡以上の飲食店については禁煙または完全分煙にする。</li> <li>・加熱式たばこはニコチンや発がん物質が発生することが確認されているので発がんに影響を及ぼさないことが証明されるまでは紙巻たばこと同様の規制の対象とする事とする。</li> <li>・見直し規定をつけること。</li> </ul> <p>効果が検証できる、5年後に見直しを行う事。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2種施設において禁煙、喫煙の明記（ステッカーなど）を徹底すること。</li> <li>・敷地内の喫煙所の喚起対策が必要。</li> </ul>
5 罰則		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の罰則と同様にすべき、あるいは厳しくした方が良い。また、悪質の場合は店名、施設名を公表すべきである。</li> <li>・国と同じく、求人の際に示す労働条件に受動喫煙防止策を明記するよう事業主に義務付ける。</li> </ul>

## 受動喫煙の防止に関する意見について

団体名 北海道麺類飲食業生活衛生同業組合

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	現状においては 業界としてもお客様のニーズに沿った対応をするのみです。条例や行政指導ではそれぞれの企業での問題解決にはつながりません。業界内でも業態によって意見は異なりますので 統一見解を出すことも出来ません。	
2 基本理念		
3 責務		

項 目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的 施 策		
5 罰則		



## 受動喫煙の防止に関する意見

内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

## ① 改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果

・受動喫煙防止対策は、道民の健康を守り安全・安心な社会の実現という観点から積極的に推進すべきであると考えます。消費者団体としても、改正健康増進法の実効性や、道条例制定の動きに強い関心を抱いていますが、受動喫煙を防止するための具体的な施策や規制に対しては、立場の違い等により多様な意見があります。多くの道民の理解を得て進めるために、議論を深める必要があると思います。

・当団体が使用する事務室や会議室においては、既に禁煙が徹底しており、新たな対応が必要な状況ではありません。

・一般的には、改正健康増進法により、今後は飲食店等における禁煙や分煙をめぐる苦情やトラブルが増え、利用者（客）のほか、従業員や経営者からの通報や相談、問い合わせが消費生活センターなどに寄せられることが想定されます。こうしたトラブルや相談に対応する窓口体制の強化や関係機関の連携が必要になると思います。

## ② 改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの

・がん対策北海道議会議員の会の条例案では、「基本理念」として「家庭内等私的な場の喫煙を制限するものではないという理解の下に推進」とありますが、家庭内における非喫煙者（家族等）についても、受動喫煙の防止を図る必要はあり、その家族には「責務」の欄で言及されている未成年者、妊婦、高齢者も当然含まれるので、私的な場においても受動喫煙防止の配慮は必要であると考えます。家庭での喫煙は、同居人を長期間にわたり恒常的に受動喫煙にさらす可能性があり、たとえ家族の同意があったとしても、未成年者、妊婦、高齢者の健康への悪影響や教育上の弊害を防ぐ義務が生じると思います。

・改正健康増進法では、客席面積が100平方メートル以下で、個人または中小の既存飲食店の場合は喫煙を認めており、飲食店全体の55%が喫煙可能になると推計されています。また、分煙や喫煙可能な飲食店の場合、従業員は受動喫煙から逃れられません。従業員の健康や雇用を害する恐れがある規定は不適切であり、道条例においては、より厳しい規制を導入すべきだと思います。

・受動喫煙を防止する最も有効な手段は喫煙率を下げることです。北海道の喫煙率（24.7%＝平成 28 年）は全国で最も高く、北海道医療計画では、平成 35 年までに喫煙率を 12%以下に抑える目標を設定していますが、そのためには、青少年に対する禁煙教育・啓発を強化し、新たな喫煙者をつくらない施策が求められます。また、たばこの広告規制の強化、たばこ税の増税など、総合的な対策が必要と考えます。

以 上

## 受動喫煙の防止に関する意見について

団体名

北海道精神科病院協会

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	<p>健康増進法改正に伴う受動喫煙の防止対策がどれだけ知られているか</p> <p>平成31年4月に北海道精神科病院協会（会員数132：病院117、診療所15）の会員施設に、受動喫煙防止対策のアンケート調査を行った。回答数は82施設（回答率62.9%）であった。その結果、敷地内「禁煙」36（43.4%）、建物内「禁煙」5（6.0%）、建物内「分煙」36（43.4%）、未実施は6（7.2%）である。現在敷地内「禁煙」以外の施設で、令和元年6月末までに敷地内「禁煙」を予定している施設は24、建物内「禁煙」を予定している施設は14あり、敷地内「禁煙」となるのは、60施設（72.3%）、建物内「禁煙」施設は、18施設（21.7%）となり、計78施設（94.0%）が建物内「禁煙」以上となる。現在、禁煙に関して未実施の6施設も、敷地内「禁煙」が4施設、建物内「禁煙」が2施設予定している。従って、多くの施設が健康増進法改正に伴う受動喫煙の防止対策をとっている。</p>	<p>北海道精神科病院協会のアンケート結果から、令和元年7月には7割強の施設が敷地内「禁煙」を、2割強の施設が建物内「禁煙」になると予想され、多くの施設は今回の受動喫煙防止対策には賛同している。</p> <p>しかし、精神科病院には一般病院と異なり、非自発入院者（医療保護入院や措置入院者）がいる。特定屋外喫煙場所があったとしても患者が自由には行けない。スタッフ同伴で行くにしても、時間や人員の労力や患者の状態を考えると無理がある。病棟から自由に移動出来ない患者が多い病院あるいは病棟は、第1種施設ではなく、第2種施設として、屋内に「喫煙専用室」を設けることで対応可能にならないかの意見がある。</p>
2 基本理念		
3 責務	<p>周知や新たな対策のためにどのような対応をとっているか</p> <p>喫煙対策委員会を設置し月1回開催している。館内放送にて敷地内禁煙の周知を図っている。院内に「敷地内禁煙」のポスターを掲示している。ホームページに敷地内禁煙になることを掲載している。外来患者及び入院予定者への周知を行っている。段階的に禁煙場所の使用制限を実施し、7月から敷地内全面禁煙を行う予定にしている。また、喫煙対策の取組として、禁煙外来の実施、禁煙指導医の配置、禁煙サポーターの養成、禁煙勉強会、患者及び職員への禁煙支援制度を行っている。</p> <p>対応によって、今後どのような影響や効果が期待されるか</p> <p>敷地内「禁煙」への取組について特に問題がないという意見も多い。「10年前から敷地内禁煙を実施しているが、スムーズにいつている。」「7月の完全禁煙に向け説明会を行っているが、患者及び職員の反応は良い。」「完全禁煙に向けた説明で特に入院患者の反応は予想に反して良く、精神科を特別視する必要はない。」「完全禁煙に向かっているがこれまでの経過からそれほど困難とは思っていない。」「禁煙の除外例は作らないでほしい。一般・精神科の区別なく禁煙へと進むべきである。」「患者の楽しみを奪うという意見はあるものの、患者の健康を守るという視点が必要である。」一方、精神科病院ならではの影響を危惧する意見がある。「身体化と違い、強制入院患者もあり閉鎖病棟での対応を考慮してほしい。強制入院患者に禁煙を強制できるか疑問。」「患者のストレスによる精神症状の悪化を懸念する。」「喫煙できないことによる不穏と退院。」「外出困難な患者や移動困難な患者の喫煙権を奪う。」「隠れ喫煙による火災が心配。」</p>	<p>また、第29条第1項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係には、何人も、“正当な理由”がなく、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下「特定施設等」という。）においては、次に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の次に定める場所で喫煙してはならないものとする。とあるが、この“正当な理由”として、「非自発入院者で自由な意思による移動が制限されていること」が当てはまるようにして欲しい。切なる要望である。</p>

項 目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的 施 策		
5 罰則		